

2020（令和2）年7月28日

東京都特別区選挙管理委員会連合会会長 殿

東京都市選挙管理委員会連合会会長 殿

東京都西多摩郡町村選挙管理委員会連合会会長 殿

東京弁護士会
会長 富田秀実

意 見 書

当会は、選挙において男女別投票者数を数える方法が、自己の性認識と戸籍上の性が異なる者の人権を侵害する旨の人権救済申立を受けて、人権擁護委員会が、島嶼を除く東京都内の全選挙管理委員会に対して、男女別投票者数を数える方法に関するアンケートを実施した。

その結果を踏まえ、選挙の際に人権侵害を惹起することのないよう下記のとおり意見を述べる。

記

第一 意見の趣旨

各種選挙の投票所において、「男」「女」と記載されたボタンまたは青と赤の色別のボタンのついた投票用紙発行機を使用し、かつボタンを押すところが投票者から見えることは、自己の性認識と戸籍上の性が異なる性的少数者にとっては、自己の性認識を否定されたと感じられるところであり、また、第三者からもボタンを押すところが見える場合は、自己の性認識と戸籍上の性が異なることを公表されるに等しいことであって、憲法第13条に定められた個人の尊厳の原理に悖る。

加えて、このような性的少数者が、上記取扱いによって投票を躊躇することになれば、憲法第15条1項及び3項によって保障される選挙権の侵害にもなりかねない。

従って、男女別のボタンのある投票用紙発行機を使用している選挙管理委員会においては、その使用を中止すべきである。仮に使用を継続する場合であっても、ボタンを押すところが投票者から見えないような完全な遮蔽措置をとるべきである。

第二 意見の理由

1 当会に対する人権救済申立の概要は以下のとおりである。

自己の性認識と戸籍上の性が異なる者が投票所に赴いたところ、投票用紙発行時に「男」「女」と記載されたボタンのついた投票用紙発行機を用いて、男女別の投票者数をカウントしており、どちらのボタンを押すのかが、投票者からも見える状態であった。

自己の性認識と戸籍上の性が異なる者にとっては、自己が認識する性別と異なる性別のボタンを押されることが、自己の性認識を否定されたと感じられ、個人の尊厳に対する侵害となるので、救済を申し立てる。

2 当会人権擁護委員会が東京都内市区町村（島嶼地区を除く。）の選挙管理委員会に対して、2018（平成30）年12月と2019（令和元）年10月の2回アンケートを行った結果は、以下のとおりである（2回目は、1回目の回答で、投票用紙発行機の性別ボタンを使用してカウントしていた選挙管理委員会のみを対象として、2019（令和元）年7月の参議院議員選挙における状況を質問したものである。1回目と2回目で回答が変わった自治体については、2回目の回答を採用した。）。

① 投票用紙発行機がない自治体。 **2自治体**

② 投票用紙発行機に「男」「女」と記載されたボタンまたは青と赤の色別のボタンはない自治体。 **3自治体**

③ 投票用紙発行機を用いて男女別投票者数をカウントしていない自治体。 **27自治体**

④ 投票用紙発行機を用いて男女別投票者数をカウントしているが、遮蔽措置をとったり、「男」「女」の文字をテープで隠したりして見えないようにしている自治体。 **16自治体**

⑤ 投票用紙発行機を用いて男女別投票者数をカウントしており、遮蔽措置をとったり、「男」「女」の文字をテープで隠したりしているが、投票者が故意にのぞき込めばボタンを押すところが見える自治体 **5自治体**

このうち、2017（平成29）年の衆議院議員選挙では④または⑤であったが、2019（令和元）の参議院議員選挙では③に移行した自治体が8自治体あった。

また、2017（平成29）年の衆議院議員選挙では⑤であったが、2019（令和元）年の参議院議員選挙では④に移行した自治体が8自治体あった。

投票用紙発行機を用いて男女別投票者数をカウントしていることについて苦情や問い合わせを受けた自治体が9自治体存在した。

3 自己の性認識と戸籍上の性が異なる者にとって、自分の目の前で、自己の認識に反する性を指摘するような行為をされることは、自己の性認識を否定されたと感じられるところである。

加えて、他者の前で自己の認識する性に反する性を指摘するような行為が行われ

れば、それは、自己の意思に反して自己の性認識と戸籍上の性が異なるということが公表されるに等しい。

従って、男女別のボタンのある投票用紙発行機を用いる場合に、ボタンを押すところが見えるようなやり方は、憲法第13条に定められた個人の尊厳の原理に悖るほか、これによって自己の性認識と戸籍上の性が異なる者が投票を躊躇することになれば、憲法第15条1項及び3項によって保障される選挙権の侵害にもなりかねない。

ところで、男女別の投票者数をカウントすること自体は、東京都選挙管理委員会に対する報告事項として必要なことであるが、その方法は、男女別のボタンのある投票用紙発行機を用いなければならないということではない。

現に、受付時のカウントのみで済ませている自治体が数多くある（上記2①ないし③）。

これに対し、投票用紙発行機を用いてカウントする自治体からは、投票の種別ごとに棄権者がいるので、投票の種別ごとの男女別投票者数を迅速かつ正確に出すためにはこの方法が必要であるという理由が述べられた。

理由として不合理ではないが、投票の種別によって棄権する人は少数であり、棄権者数を控除しないことが統計結果に与える影響は極めて小さいことからすると、投票用紙発行機を用いて男女別の投票者数をカウントする必要性は乏しく、受付時のカウントで十分であるといえる。

4 よって、当会は、意見の趣旨記載のと通りの結論に至った。

以上